明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○除籍が滅失した件（法務七三）　二
○日本国に帰化を許可する件（同七四）
○アフガニスタン・イスラム共和国におけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（外務五七）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同五八）
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（財務五一）　四
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産二）
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同三）
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同四）
○健康保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可した件（厚生労働三三）　四
○船員保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会が定める期間の変更について認可した件（同三四）
○日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額の一部を改正する件（同三五）
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産四四五）　五
○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同四四六）
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同四四七）　六
○保安林の指定を解除する件（同四四八～四五四）
○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（国土交通一七八）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一七九、一八〇）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（東北地方整備局二六）
○道路に関する件（近畿地方整備局三一～三五）　七
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同三六）
○登録住宅性能評価機関の登録をした件（同三七）
○道路に関する件（中国地方整備局一八、一九）　八

〔国会事項〕　八
厚生労働省　最高裁判所

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕
産　業　九
日本工業規格（経済産業省）
労　働　九
労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）
国家試験　九
平成二十三年司法試験予備試験の試験場（司法試験委員会）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁　一〇
司法書士懲戒処分、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係
裁判所　一一
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他　一二六